

千葉県被保護者就労支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被保護者就労支援事業（以下「事業」という。）の円滑な実施のため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者の就労が依然として困難である状況が続いていることを受け、稼働能力を有する被保護者に対し、就労支援相談員（以下「相談員」という。）が、就労支援及び就労指導を行うことにより、被保護世帯の自立を推進することを目的とする。

(相談員)

第3条 相談員は、各保健福祉センター社会援護課（中央保健福祉センター及び若葉保健福祉センターにおいては社会援護第一課及び社会援護第二課。以下、「社会援護課」という。）に配置する。

(就労支援検討会)

第4条 就労支援検討会を設置し、支援対象者の決定及び本事業の進捗管理等を行う。社会援護課長、課長補佐、査察指導員、地区担当員及び相談員により構成される。必要に応じて、その他の関係職員の参加を求めるものとする。

(支援対象者)

第5条 支援対象者は、稼働能力を有する被保護者のうち、原則として支援によって就労の可能性が高い者とする。

(支援期間)

第6条 支援期間は、原則3か月とする。ただし、就労支援検討会の決定により、3か月の延長をすることができる。

(支援手順)

第7条 支援手順は次のとおりとする。

(1) 対象者の選定

地区担当員が就労支援対象者候補を選び、査察指導員と協議して選定する。

(2) 対象者への説明

地区担当員は、相談員による就労支援を行う旨説明し、本人の意思確認を行う。

(3) 支援検討票の作成及び提出

地区担当員は対象者の状況と、これまでの指導経過等を記載した、就労支援対象者検討票（様式1）を作成し、相談員に提出する。

(4) 支援の決定

相談員は、就労支援対象者検討票（様式1）の記載内容に基づき検討を行った上、

就労支援検討会を開催し、支援を決定した場合は、自立支援対象者名簿（様式2）に登載し、支援方針の確認及び支援内容について決定する。

（5）支援開始

相談員は就労支援検討会で決定した内容をもとに、対象者との面接を行い、就労支援台帳（様式3）を作成し具体的な支援を開始する。

（6）支援終了

就労が実現したケース、状況の変化により支援を中断するケース等については、就労支援検討会を開催し、支援終了の検討及び決定を行う。

（相談員の事業内容）

第8条 相談員は、就労支援検討会において選定された対象者に対し、次の方法により、就労支援を行う。

（1）面接相談

相談員は、支援対象者と面接し、支援方針を確認の上、本人の職歴、希望等を聴取し、就労支援台帳（様式3）を作成する。

（2）情報提供

対象者個々の希望職種の求人情報について提供する。

（3）公共職業安定所の活用

利用の手順について説明をするとともに、事前指導（服装、履歴書の書き方等）を行い、必要であれば同行訪問を行う。

（4）企業面接

服装、受け答え等の事前指導を行い、必要に応じ同行するものとする。

（5）定着指導

就労を開始したケースで就労継続に不安がある者に対しては、相談等を継続して支援を行う。

（個人情報保護）

第9条 相談員は、面接及び就労支援にあたり、支援対象者及びその関係者の身上に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（支援状況の確認）

第10条 相談員は、支援を行うたびに、その支援内容を就労支援状況記録票（様式4）に記入し、地区担当員及び査察指導員に供覧する。地区担当員と相談員は常に情報を共有し、連携して指導を行い、査察指導員は必要な援助を行う。

（1）就労が実現した場合

相談員は、支援の結果、就労が実現した対象者については、就労支援状況確認票1（様式5）を作成する。

就労支援検討会にて、就労が安定するまで支援を継続するか、終了するか、また

継続するとした場合にはその期間について検討する。

(2) 就労実現に至っていない場合

相談員は、一定期間(概ね3か月)支援しても就労に至らない対象者については、就労支援状況確認票2(様式6)を作成する。

就労支援検討会にて、就労に至らない理由を明確にし、支援内容の検討又は支援終了について検討する。

なお、就労支援検討会にて支援継続とした者について、その後3か月就労支援を行っても就労実現しない場合は、原則として、相談員による支援を終了し、地区担当員に引き継ぐものとする。

(就労支援状況の報告)

第11条 相談員は、支援状況の集計を、就労支援状況報告書(月)(様式7)にて作成し、翌月7日までに社会援護課長まで報告するとともに、翌月10日までに保護課長に報告する。

2 相談員は、支援終了者について、就労支援終了報告書(様式8)を作成し、社会援護課長の決裁を受ける。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。